

社会福祉法人彦根市社会福祉協議会「子どもの幸せ応援基金（はぴとも基金）」
「プチクラファン（団体への指定寄付）」制度 実施要項〔令和7年度〕

〔趣旨〕

はぴとも基金への寄付にかかる「プチクラファン（団体への指定寄付）」制度を設けることで、寄付者が応援したい取組や事業を選択できる機会を提供するとともに、市内で子どもや子育て世帯の幸せにつながる取組や事業を行う団体のPRと取組・事業の継続に向けた応援のしくみを構築するもの

〔概要〕

○指定寄付の募集を行う団体（利用団体）の手続き等

次の要件を満たす団体に限る

彦根市内で子どもや子育て世帯の幸せにつながる取組や事業を実施する団体

※団体の法人格は問わない（個人は対象外とする）

※任意団体については、次の要件を満たす場合に限る

- ・取組や事業が継続的に行われていること
（団体の立ち上げから1年以上が経過していること）
- ・団体の構成人数が5名以上であること

ただし、以下の団体は、**本制度の対象外**とする

- ・自治会（町内会）や子ども会等地縁により結成された団体
- ・取組や事業にかかる自己資金等が潤沢であるなど、指定寄付による支援の必要性が認められない団体

1）上記の要件をすべて満たす団体は、指定寄付の募集開始の遅くとも3週間前までに、次の内容を専用フォームから本会へ申し込む

- ・指定寄付を受けようとする取組や事業の「タイトル（取組・事業名）」「取組や事業を通して実現したいこと（目的やゴールイメージ）」「概要」
- ・指定寄付を受けようとする取組や事業の紹介写真3枚（タイトル用1枚＋本文用2枚）
※写真の向きは横向きとし、画像ファイル（JPEGなど）で提出
- ・指定寄付の「目標額」「募集期間（終了年月）」
- ・団体の「名称」「代表者氏名」「所在地（主な活動地または代表者住所）」「連絡先（電話、メール、SNSリンク先（アカウント）」

【対象となる取組や事業の要件】

次のすべての要件を満たす子どもや子育て世帯の幸せにつながる取組や事業

- ・彦根市内で行われる取組や事業であり、彦根市在住者であれば原則誰でも参加できること
- ・営利を目的とする取組や事業ではないこと（ただし、寄付金の募集は除く）
- ・公序良俗に反するもの、宗教的・政治的活動によるものではないこと
- ・本助成以外に国、県、市、市社協からの助成を受けるものではないこと
（ただし、助成金の用途について、他の助成金と明確に区分可能な場合は除く）

- ・取組や事業の実施における安全確保などに必要な管理や手続き等を行っていること
ただし、以下の取組や事業は本制度の対象外とする。
- ・既に完了している取組や事業（ただし、申請時点で継続して実施中の場合は可とする）
- ・対象者が小地域（自治会域）や実施団体の構成員のみなど、助成による成果が限定的な取組や事業

↓

2) 申し込みのあった内容について本会で審査を行い適当と認める時は、本会は利用団体へ募集開始の連絡を行うとともに、指定寄付の募集開始にかかるPR等を行う

募集開始にかかるPR内容

- ・本会ホームページ内の「プチクラファン専用ページ」および「新着情報（トップページ）」への掲載
- ・報道機関への資料提供
- ・個人または団体等からの寄付申込み時における窓口やメール等での情報提供

↓

3) 募集期間の終了時に、本会から利用団体へ集まった指定寄付額を連絡し、期間終了時点で集まった指定寄付金について利用団体の口座への振込みを行う

※期間終了時点までに指定寄付額が目標額に達した場合は、その時点で募集を終了する

○寄付者からの指定寄付金の受付方法等

1) 本会は、指定寄付の募集を行っている情報を「プチクラファン専用ページ」で紹介するとともに、窓口等で寄付の申し込みを受付する際に寄付者へ情報提供する

※寄付者は個人や団体等を問わない

↓

2) 寄付者がプチクラファン制度を利用した指定寄付を希望する場合は、寄付申込書（申込フォーム）に「指定寄付先」および「指定寄付金額（※）」を記入し本会へ提出する

※指定寄付による寄付金額は、寄付者からの寄付総額の2割を上限とする

例) 寄付額 1万円 → 指定寄付の可能額 2千円まで

※指定寄付先は、複数の団体（活動）を指定することができる（この場合も合計額の上限は合計で2割までとする）

例) 寄付額 1万円 → 団体Aに1千円 団体Bに1千円 計2千円まで

○その他

- ・本要項に基づく「指定寄付」を受けて実施する取組や事業においては、「子どもの幸せ応援基金（はぴとも基金）」による応援取組・事業であることのPRへ協力することを必須とする

※PRにあたっては、本基金のロゴマークのデザインデータを使用する